

軽米町森林経営管理制度実施方針（実施計画）

1 趣旨

軽米町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、軽米町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう軽米町が森林経営管理法に基づく措置その他の必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

（1）現況と課題

- ・ 軽米町の森林面積は18,447haで、町の総面積（24,582ha）の75.0%を占めており、すべてが民有林となっており、そのうち人工林は6,335ha（34.3%）で町の森林資源の多くは天然林で形成されている。
- ・ 軽米町内では、二戸地方森林組合により14団地、区域面積1,206.25ha（うち人工林607.24ha）の森林経営計画が策定されている。森林組合では、今後林業経営の成り立つ区域について森林経営計画策定森林を増やす計画である。町内の林業経営は主に上記森林経営計画策定森林において実施されている。
- ・ 森林所有者の経営意欲の低下や高齢化を主な要因として、主伐後の再造林が行われない等、健全な森林づくりへの影響が懸念されている。
- ・ 森林の整備は、林産物の産出、水源の涵養、山腹の崩壊防止等に加えて地球温暖化の要因とされている二酸化炭素の吸収源機能など、多面的な機能の維持増進につながる。
- ・ 町では、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活・生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

（2）基本的な考え方

軽米町では、森林所有者による適切な経営管理を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、適切な管理が行われておらず森林所有者による施業も困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

3 森林所有者意向調査について

（1）対象森林の考え方

ア 対象となる森林

- ・ 人工林
- ・ 私有林
- ・ 針葉樹林

イ 経営森林として除外する森林

- ・ 森林経営計画樹立森林、森林経営計画樹立候補森林
- ・ 公有林（町有林、県有林）、団体有林
- ・ 保安林、天然林

- ・ いわて森林づくり県民税の対象である森林
- ウ 対象森林の絞り込み
- ・ 森林簿等の森林情報から上記アにより対象森林を抽出する。
 - ・ 防災減災機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を追加する。

(2) 対象森林面積等

- ・ 対象森林の面積 4,342.36ha

区域名	林班	区域面積	人工林私有林面積
晴山	9～12、30～44	1,139.33ha	388.94ha
高家尾田	45～49	976.03ha	248.37ha
長倉	90～99	906.35ha	150.18ha
山内西	1～8、13～17	1,036.27ha	311.28ha
山内東	18～29、208	894.49ha	216.05ha
軽米	60～80、84	1,717.49ha	501.61ha
上館	81～83、85～89、100～108	1,776.64ha	469.66ha
笹渡	109～131	1,782.48ha	204.01ha
円子	194～203	969.92ha	275.21ha
小軽米	132～146、204～207	1,893.79ha	471.85ha
蛇口	182～193	1,031.16ha	270.94ha
米田	171～181	1,303.16ha	361.58ha
小玉川西	160～170	1,307.68ha	205.80ha
小玉川東	147～159	1,712.25ha	266.88ha

- ・ 対象森林の位置・・・別紙図面のとおり

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・ 意向調査は林班単位で区域を設定し、その区域毎に行うものとする。
- ・ 意向調査は令和3年度から開始し、令和10年度までを目安に全区域を実施する。
- ・ 意向調査の順序は対象筆数、面積等を考慮し、別紙図面のとおり計画する。
- ・ 調査方法は郵送を基本とするが、在町者にあっては地区の状況によって個別対応も検討する。
- ・ 意向調査の回収は郵送を基本とするが、在町者にあっては直接回収も検討する。
なお、調査手法については、委託も検討する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・ 意向調査及び現地調査の結果、森林所有者が管理委託を希望する森林については、所有者の同意を得て本町が経営管理権を設定する。
- ・ 経営管理権を設定した森林が林業経営に適すると判断される場合は、森林組合等の「意欲と能力のある林業経営体」に経営管理を再委託するものとする。また、再委託

後の経営計画樹立の促進を図る。

- ・ 林業経営に適しないと判断される森林については、森林所有者の同意を得て町において経営管理を行う等の措置をとる。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・ 町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施する。
- ・ 森林環境譲与税は軽米町森林環境整備基金に繰り入れ、森林経営管理制度の実施にあたっては基金を繰り戻し財源とする。
- ・ 軽米町森林環境整備基金は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用する。

6 その他特記事項

- ・ 対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては地域林業関係者及び県の林業普及員等の意見を聞きながら進めることとする。
- ・ 意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・ 一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の町の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、二戸地域の市町村や関係機関と連携に努め、情報の共有、その他連携して進める事項の検討を進める。